

平成30年大阪府北部地震災害義援金について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被災された方々を支援することを目的として、下記のとおり義援金を募集します。

〈日本赤十字社常陸大宮市地区〉

- 義援金の名称 平成30年大阪府北部地震災害義援金
- 募集期限 平成30年9月28日(金)まで
- 義援金受付口座

金融機関	支店名	口座番号	名義
東日本銀行	大宮支店(212)	普通預金 395533	日本赤十字社常陸大宮市地区災害義援金 代表 三次 真一郎

※税の軽減を受ける方は、下記にお問い合わせください。

- 現金による預かり
日本赤十字社常陸大宮市地区窓口(社会福祉課内)及び各支所窓口
- 義援金の流れ
上記の口座及び窓口でお預かりした義援金は、日本赤十字社茨城県支部を經由して、大阪府に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆さんへお届けします。
- その他
不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問 日本赤十字社常陸大宮市地区(本庁 社会福祉課内) ☎52-1111 内線132 134 FAX 54-0024

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の更新について

70歳から74歳までの方が現在使用している国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の有効期限は、平成30年7月31日までとなっています。

- 8月1日から使用できる被保険者証兼高齢受給者証を7月末に郵送します。
これまで70歳から74歳までの方には、被保険者証を毎年3月末(4月更新)に、高齢受給者証を7月末(8月更新)に送付していましたが、国保の広域化にともなう利便性向上のため、4月1日より被保険者証に高齢受給者証の内容を記載した被保険者証兼高齢受給者証を交付しています。現在お手元にある高齢受給者証は使用できなくなりますので、ご自身で破棄してください。
(個人情報が多く記載されていますので、ハサミなどで細断してから破棄してください)
- 新しい被保険者証兼高齢受給者証は、世帯の70歳以上の加入者全員分を世帯主宛てに郵送します。
- 記載内容をご確認ください。
被保険者証兼高齢受給者証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないかご確認ください。記載内容に相違やご不明な点がある場合は、本庁医療保険課へお問い合わせください。
- 有効期限
国保の広域化にともない、被保険者証兼高齢受給者証の有効期限が原則毎年7月31日になります(被保険者証兼高齢受給者証に記載されている負担割合が毎年8月切替のため)。
ただし、次に該当する方は有効期限が異なりますのでご注意ください。
 - ・平成31年7月31日までに75歳になる方
有効期限は75歳の誕生日の前日までです。
※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ移行します。
- 下記に該当する場合は、本庁医療保険課又は各支所まで届出をしてください。
 1. 職場の健康保険等に加入したとき
持参するもの…被保険者証兼高齢受給者証、社会保険の被保険者証及び印鑑(朱肉を使うもの)
 2. 施設入所等をするため、住民票を市外へ異動したとき
(特例により常陸大宮市の被保険者証兼高齢受給者証を引き続き交付します)
持参するもの…在所証明書、印鑑(朱肉を使うもの)
 3. 施設等を退所されたとき
持参するもの…被保険者証兼高齢受給者証、印鑑(朱肉を使うもの)
※手続きの際、世帯主及び対象者の個人番号(マイナンバー)のわかるもの、届出人の本人確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。
- 70歳未満で被保険者証を使用している方
現在お使いの被保険者証は、原則平成31年7月31日まで引き続き使用できます。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線165